す る条例 奈 良県 をここに公布する。 介護医療院 \mathcal{O} 人員、 施設及び設備並 びに運営の基準に関する条例 \mathcal{O} 部を改正

和六年三月二十七日

奈良 県 知 事 山 下 真

奈良県条例第四十九号

奈 良県 改正 奈良県介護医療院 介護医 する条例 療院 \mathcal{O} 人員、 \mathcal{O} 人員、 施設及び設備並 施設及 び設備 び に 並 運営 び に 1の基準 運営 \bar{O} 基準 に 12 す る条 関 す うる条例 例 平 成三十 \mathcal{O} 部 を

関

式で作られる記録であ 三月奈良県条例第六十六号) 記 第七 ょ り一定の 条第二項第二号中 (電子的 方式 事項を確実に記録 って、 磁気的方式その他人 「磁気ディ *𝔻*) → 電子計算機に 部を次 L スク、 ておくことが のように改正する。 シ \mathcal{O} よる情報 知覚に • ディ できる物」 よっ 処 理 ては \mathcal{O} 用に供されるも 口 を「 認識 A その 電磁的記 することが 他 これ 録媒体 らに \mathcal{O} できな を いう。 準ずる方 (電磁 方

第十九条第一 項中 「協力病院」 を「協力医療機関」 に改 める。

五十六条第一項にお

1

て同じ。

に係る記録媒体

を

いう。

に

改め

第二十六条中 同 一敷地内にある」 を削

あっ 「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関 第三十四条の見出 ては、 病院に限る。 しを「(協力医療機関等))」に改め、 同項に次 のただし書及び各号を加える。 (第三号の に 改 め、 要件を満たす協 同条第 項 中 「協力 力医 |療機関 病 院 を に

満 たすこととしても差し支えな ただし、 複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の V 要件 を

- 入所者の病 確保 L 状が てい ること。 急変した場合等に お 1 7 医師 又は 看護 職 員が 相 談 対応を行 う
- 保してい 当該 介護医療院 ること。 から の診療 \mathcal{O} 求 8 が あ 0 た場合に お 11 て診 療を行う 体 制 を常 確
- 関その を原則として受け 入所者の 他の 病状が 医療機 関 急変 入れ \mathcal{O} る体制を確保 医師 した場合等 が診療を行 に お て V 11 V て、 ること。 入院を要すると認め 当該介護医療院 \mathcal{O} られ 医師 た入所者 又 は協 力医 \mathcal{O} 療機

第三十四条中第二項を第六項と 第一 項 \hat{O} 次に 次の 四項を加える。

2 介護医療院 は 年に 回以上、 協力医療機関との 間で、 入所者の 病状が急変 した

場合等 5 ない 0 対応を確認するとともに、 協力医療機関の名称等を知事に届け出なけ れ ば な

- 3 う努め 年 に する新型イン 7 規定する新感染症をいう。 法律第百十四号)第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関 「第二種協定指定医療機関」 介護医療院 なけ n フルエ ばならない は 感染症 ンザ等感染症、 \mathcal{O} 予防及 次項に という。 び おい 感染症 同条第八項に規定する指定感染症又は同 て同 لح \mathcal{O} Ü の間で、 患者に対す $\overline{}$ の発生時等の 新興感染症 る医療 に 対応を取 関 (同条第七項に す る 法律 (次項に ŋ 決め 条第 伞 るよ 九項 規定 成 お
- 4 介護医療院は、 なけ 第二種協定指定医療機関 れ ば ならない 協力医療機関が、 と \mathcal{O} 間で、 第二種協定指定医療機関 新興感染症 \mathcal{O} 発生時等 で あ \mathcal{O} 対応 る場合 に に 0 お 1 7 VI 協 7 議 を
- 5 者 カン 介護医 に入所させることができるよう努めなけ \mathcal{O} 病状 「療院は、 が 軽快 入所者が協力医療機関そ 退院が可能となっ た場合にお \mathcal{O} ればなら 他 \mathcal{O} 医 11 な 療 て は、 機関 11 に入 再 .び当該 院 た後 介護医療院に 当該 速 入所 B

3 定する事項」を (以下この 第四十条の二の次に 第三十五条第 介護医療院は、 条に おいて単に 一項中 「重要事項」 原則として、 次 「協力病院」 \mathcal{O} 一条を加える。 「重要事項」 に、 重要事項をウェ を 同項」を「前 「協力医療機関」 という。) ブサ 項 _ イト に改め、 を加え、 に改め、 - に掲載 同条に次 同条第二項中 しなけれ 「重要事 \mathcal{O} ばならな 項 _ 項を加える。 前 \mathcal{O} 項 下 に に

討するため (入所者の安全並びに介護サー の委員会の 設置) ビスの質 \mathcal{O} 確保及び 職員の負担軽減に資する方策を検

第四十 質の る入所者の するため -条の三 向 上その ればならな \mathcal{O} 安全並びに介護サー 他の生産性の 介護医療院は、 委員会 (テ 向 レ 当該介護医療院 ビ電話装置等を活用 上に資する取 ピ ス \mathcal{O} 質 組 \mathcal{O} 確保及び に \mathcal{O} おけ 促進を図るため、 る業務 て行うも 職員 \mathcal{O} \mathcal{O} 効率 負担軽減に資する方策を のを含む。 化 当該 介護サ 介護医療院 を定期的 ピ に ス な \mathcal{O}

える。 第五十三条中第六項を第七 項と 第五 項を第六項と 第四 項 \mathcal{O} 次 に 次 \mathcal{O} 項 を加

5 ユ 努め = ツ な け 型介護医療院 ń ば なら な の管 理者は、 ユ = ツ 型施設の管理等に係る研修を受講する

「第六章 雑則」を「第七章 雑則」に改める。

るものをいう。 ことができない方式で作られる記録であって、 第五十六条第一項中 」を削る。 _ (電子的方式、 磁気的方式その他人の 電子計算機による情報処理の用に供され 知覚によ 9 ては 認識 する

附 則

(施行期日)

改正規定は、 この条例は、 令和七年四月一 令和六年四月一日 日 から施行する。 から施行する。 ただし、 第三十五条に 項を加る

(経過措置)

3 2 五十五 の三中 一項中 五条におい 営の基準に関する条例 施行 この条例の施行の おけるこの条例による改正後の奈良県介護医療院 条に 日か 「定めておかなければ」 「開催し おい ら令和九年三月三十一日までの間における新条例第四十条の三(新条例第 て準用する場合を含む。 なければ」 て準用する場合を含む。 日 以下 以下 とあるのは、 「新条例」 「施行日」 とあるのは、 $\overline{}$ の規定 という。 という。 開催するよう努めなければ」とする。 の規定の適用に の適用につい 「定めておくよう努めなければ」とする。 第三十四条第一項 から令和九年三月三十一日ま \mathcal{O} 人員、 ては、 ついては、 施設及び設備 新条例第三十四条第 新条例第四十条 (新条例第五十 並 びに運 で